

テーマ：新リース会計基準の実務対応と留意点

2027 年 4 月以後開始する事業年度より、新たなリース会計基準が適用されます。

「上場企業並びに会社法上の大会社(資本金 5 億円以上)及びその子会社」および「新規上場(IPO)準備をしている会社」は強制適用となります。中小企業は、適用は任意です。

主な変更点

| 項目         | 現行の会計基準                                                                                                                   | 新リース会計基準                                                                            |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 取引の区分      | ・ファイナンス・リース<br>・オペレーティング・リース                                                                                              | 区分の廃止                                                                               |
| 貸借対照表(B/S) | ファイナンス・リースのみ B/S 計上<br>「リース資産」／「リース債務」<br>リース資産の計上額は、リース料総額の現在価値または見積現金購入価額のいずれか低い額                                       | すべてのリース取引を B/S 計上<br>「使用権資産」／「リース債務」<br>使用権資産の計上額は、リース料総額の現在価値に付随費用を加算した額           |
| 損益計算書(P/L) | オペレーティング・リースでは、支払ったリース料を費用計上<br>ファイナンス・リースでは、計上したリース資産に対する「減価償却費」および「支払利息」を計上<br>税務上は、リース料総額をそのまま資産計上し、利息を区分しない方法も認められている | 「減価償却費」と「支払利息」に区分して計上                                                               |
| リース取引の判断   | 契約上「リース」とされるものが対象                                                                                                         | 契約名目にかかわらず、借手はその資産を「どのように、何のために使用するかを決定する権利（指図権）」があれば、不動産賃貸（オフィスや店舗の家賃）等も B/S に計上する |
| 免除規定       | リース料総額が 300 万円以下の契約                                                                                                       | ・リース料総額が 300 万円以下の契約<br>・リース期間 12 ヶ月以内の契約                                           |
| 法人税上の取扱い   | 法人税法上は現行の取扱いから変更なし<br>(オペレーティング・リース取引についても貸貸借処理が継続される)                                                                    |                                                                                     |

経営指標への影響

- ・ 営業利益の増加（支払利息の営業外費用化による影響）
- ・ 自己資本比率の低下（資産・負債の両建てによる B/S の拡大）
- ・ 総資本利益率（ROA）の低下（分母となる総資産の増加）

お見逃しなく！

中小企業が新リース会計基準を適用する場合には、消費税の一括控除や中小企業経営強化税制など税制上の優遇措置を活用できます。